

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	日常生活用具給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀市は、日常生活用具給付事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識するとともに、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行うことで、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県佐賀市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	日常生活用具給付事務
②事務の概要	在宅の障がい者、障がい児及び難病患者等の日常生活の便宜を図り、障がい者等の福祉の増進を図るために、日常生活用具を給付する。 対象者 ・在宅の障がい者、障がい児及び難病患者等のうち、「佐賀市特定個人情報の利用及び個人情報の提供に関する条例施行規則」に定める者
③システムの名称	・保健福祉総合システム(MCWELL障がい者システムV2) ・佐賀市基幹行政システム(課税状況照会) ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
保健福祉総合システム(MCWELL障がい者システムV2)DBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年佐賀市条例第21号)第4条第1項 別表第5項 ・佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成29年佐賀市規則第33号)第3条第6項、第7項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 【情報照会の根拠】・番号法第19条第9号 【情報提供の根拠】・なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐賀市保健福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐賀市総務部総務法制課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐賀市保健福祉部障がい福祉課
⑨ 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、対象者以外の情報や必要な情報以外の入手を防止するための措置を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月30日	IIしきい値判断項目	平成29年6月29日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	
令和1年11月8日	IIしきい値判断項目	平成30年10月31日 時点	令和1年10月31日時点	事後	
令和2年11月18日	IIしきい値判断項目	令和1年10月31日時点	令和2年10月31日時点	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報	番号法 第19条第15号	番号法 第19条第16号	事後	
令和3年11月1日	IIしきい値判断項目	令和2年10月31日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和4年11月1日	IIしきい値判断項目	令和3年11月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	
令和5年11月1日	IIしきい値判断項目	令和4年11月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	IIしきい値判断項目	令和5年11月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項 佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第21号)第4条第2項 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第2項 佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年佐賀市条例第21号)第4条第1項別表 佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成29年佐賀市規則第33号)第3条第6項及び第7項 	事後	
令和6年11月1日	I-4-② 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第11項	<ul style="list-style-type: none"> 【情報照会】 番号法第19条第9号 【情報提供】 なし 	事後	
令和7年11月1日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第2項 佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年佐賀市条例第21号)第4条第1項別表 佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成29年佐賀市規則第33号)第3条第6項及び第7項 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第2項 佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年佐賀市条例第21号)第4条第1項 別表第5項 佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成29年佐賀市規則第33号)第3条第6項、第7項 	事後	
令和7年11月1日	I-4-② 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 【情報照会】 番号法第19条第9号 【情報提供】 なし 	番号法第19条第9号 <ul style="list-style-type: none"> 【情報照会の根拠】番号法第19条第9号 【情報提供の根拠】なし 	事後	
令和7年11月1日	IIしきい値判断項目	令和6年11月1日時点	令和7年11月1日時点	事後	